

## 第2章 関係条例

### 1 札幌市衛生研究所条例

昭和37年3月31日

条例 第12号

改正 昭和46年12月条例第45号 昭和48年3月条例第10号

題名 改正（昭和48年3月条例第10号）

#### （設置）

第1条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を行ない公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第2条 研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南9条西7丁目

#### （使用料及び手数料）

第3条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項の使用料等の類は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の8割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

#### （使用料等の納付）

第4条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

#### （減免）

第5条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

#### （賠償）

第6条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### （委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間研究所の位置は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年条例第45条）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。（以下ただし書省略）
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている。その異なる町名は、施行日から施方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省 略

附 則（昭和48年条例第10号）抄

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

## 2 札幌市衛生研究所施行規則

昭和37年3月31日  
規則 第16号  
改正 昭和46年7月規則第44号 昭和37年3月規則第17号  
昭和48年3月規則第20号 昭和50年7月規則第42号  
昭和52年3月規則第21号  
題名 改正(昭和48年3月規則第20号)

### (目 的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用及び依頼の手続き)

第2条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとするものは、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

### (使用料及び手数料)

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の8割相当額とする。

### (使用料等の納入時期)

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書等の交付等のつど直ちに納めなければならない。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出しがたいとき。
- (2) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

### (減免の手続)

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

- 2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文章を添えなければならない。
- 3 市長が使用料等の減免を許可したときは、減免許可書(様式4)を交付する。

### (成績書等の交付)

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

- 2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正  
〔省 略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第17号）

この規則は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の試験等の依頼に係るものの手数料から適用する。

附 則（昭和48年規則第20号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第42号）

この規則は、昭和50年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の試験等の依頼に係るものを使用料及び手数料から適用する。

附 則（昭和52年規則第21号）

この規則は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の試験等の依頼に係るものから適用する。

別表

種	別	単位	料金	摘要	種	別	単位	料金	摘要
ウイルス検査	中和試験	1項目	2,000		ウイルス検査	組織	1項目	円 500	
	動物	同	マウスの 時価によ る。			漏水試験	同	同	500
分離培養試験	インフルエンザ	1検体	5,000		分離培養試験	耐酸性試験	同	500	
	その他のウィルス	同	動物試験の場合には マウスの時価による			減圧変形試験	同	同	700
特殊臨床検査	尿又は血液その他の組織又は臓器中の重金属の定量試験	1項目	2,500		特殊臨床検査	牛乳	1検体	2,000	
	HBs抗原検査RIA法	同	1,700			発酵乳	同	同	2,000
糞便検査	HBs抗体検査RIA法	同	2,200		糞便検査	アイスクリーム	同	3,000	
	直接塗まつ法	1検体	40			清涼飲料水	同	同	9,000
食品細菌検査	前処理	同	500		食品細菌検査	水雪	同	2,500	
	生菌数	1項目	800			容器包装	同	同	3,000
各種細菌検査	各種細菌検査	同	800	ボツリヌス菌以外のもの	各種細菌検査	陶磁器	同	3,000	
	ボツリヌス菌検査	1検体	マウスの 時価によ る。			塩化ビニール樹脂	同	同	25,000
探血	探血	1回	50		探血	牛乳中抗生物質	1項目	2,000	
	飲料	1検体	1,200			合成甘味料	同	同	3,000
水質	化学検査	同	800		水質	走性	同	3,000	
	細菌検査	同	800			定量	同	同	5,000
プール水	化学検査	同	14,200		プール水	合成着色料定性試験	同	2,000	
	精密法	同				合成保存料	同	同	2,000
浴槽水	化学検査	同	1,300		浴槽水	定性	同	2,000	
	細菌検査	同	800			定量	同	同	3,000
浄化槽放流水	化学検査	同	800		浄化槽放流水	2-(2フリ ル) 3-(5ニ トロ 2フリ ル)ア クリル 酸ア ミド	同	1,500	
	細菌検査	同	500			定性	同	同	3,000
簡易物理検査	化学検査	同	4,000		簡易物理検査	発色剤試験	同	2,000	
	細菌検査	同	800			過酸素試験	同	同	3,000
一般的化学検査	簡易なもの	同	500		一般的化学検査	定性	同	1,000	
	やや複雑なもの	同	1,000			定量	同	同	2,000
金属定量検査	複雑なもの	同	1,500		金属定量検査	漂白剤試験	同	3,000	
	精密法	同	2,500			重金屬定量試験	同	同	5,000
生物同定検査	生物化学的酸素要求量測定試験	1検体	2,500		生物同定検査	シアン定量試験	同	3,000	
	生物同定検査	"	500			油	同	同	1,500
塩化水素又は硫酸	塩化水素又は硫酸	"	700		塩化水素又は硫酸	酸化	同	1,500	
	ホルムアルデヒド	"	3,000			過酸化物価	同	同	1,500
有機水銀化合物	有機水銀化合物	"	5,000		有機水銀化合物	カルボニール価	同	1,500	
	繊維製品	"				チオパルピツ ン酸価	同	同	1,500

種	別	単位	料金	摘要	種	別	単位	料金	摘要			
理化学試験検査	堂光染料簡易定性試験	同	1,000		水質汚濁検査	特殊成分定量試験	同	3,500				
	水素イオン濃度測定試験	同	500			水素イオン濃度測定試験	同	500				
	糖度試験	1項目	500		有害化学物質定量試験	抽出法の簡易なもの	1項目	10,000				
	伍びん圧試験	1検体	500			抽出法のやや複雑なもの	同	15,000				
	ヒスタミン定性定量	同	3,000			抽出法の複雑なもの	同	25,000				
	揮発性塩基窒素定量試験	同	6,000			降下ばいじん定量測定試験	1検体	3,500				
	食品検査	異物・特殊成分定性定量試験	同	実費相当額		大気汚染検査	いおう酸化物定量試験	1項目	2,500			
		粗蛋白質	同	2,000			浮遊じん量	同	1,000			
		粗脂肪	同	2,000			じんあい定量試験	同	2,500			
		粗繊維	同	2,000			特殊ガスの特分析	発がん性物質	同	2,000		
		灰	同	2,000				簡易なもの	同	2,500		
		水	同	1,000			複雑なもの	同	5,000			
		有機水銀定量試験	1項目	10,000			重油中いおう分析	同	1,500			
		添加物規格試験	1検体	5,000	ただし重金属定量試験のあるものを除く。		悪臭臭気分析試験	アモンニア定量試験	同	10,000		
		酸化防止剤定量試験	1項目	5,000				発生源測定	同	6,000		
		残留農薬定量試験	塩素系	1検体	15,000			3項目まで、4項目からは1項目ずつごとに3,000円を加算する。	環境測定	同	12,000	
			燐系	同	15,000			同上	発生源測定	同	12,000	
			カルバマテ系	1項目	10,000			環境測定	1検体	42,000		
	PCB定量試験	食品	1検体	25,000		総合試験	同	30,000				
		包装紙	同	10,000		煙道排ガス定量試験	1件	実費相当額				
水質汚濁検査	金属定量試験	1項目	2,000		設備等使用料	1回	同上					
	一般化学定量試験	同	2,000			自動記録計吸収液調整手数料	100につき	300				
	有機水銀定量試験	1検体	10,000		証明手数料	一般	100					
	有機水銀確認試験	同	15,000			特殊なもの	500					
	有機燐定量試験	同	15,000	3項目まで、4項目からは1項目ずつごとに3,000円を加算する。	その他	一般	100					
	有機塩素定量試験	同	15,000	同上		複雑なもの	200					
	一般細菌数測定試験	1項目	800		備考	(1) 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。						
	大腸菌群数測定試験	デノン法	同	800		(2) この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。						
		最確数	同	1,300								
	土壤・底質	金属類定量試験	同	5,000								
	特殊陰イオン類定量試験	同	3,000									